

## 静岡県教育委員会告示第13号

静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）第22条の規定に基づき、静岡県公立高等学校等専攻科修学支援金事務処理要綱を次のように定める。

令和4年3月29日

静岡県教育委員会教育長 木 苗 直 秀

静岡県公立高等学校等専攻科修学支援金事務処理要綱

（趣旨）

**第1** この要綱は、高等学校等専攻科に通う低所得世帯の生徒に対し、授業料に相当する額を支援することにより、教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、静岡県が支給する高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱（令和2年4月1日文科科学大臣決定）第3条第1項に規定する高等学校等専攻科修学支援金（以下「専攻科支援金」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（関係規程等）

**第2** 専攻科支援金の取扱いについては、次に掲げる規定等の定めるところによるほか、この要綱の定めるところによるものとする。

- (1) 高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱（令和2年4月1日文科科学大臣決定）
- (2) 高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）の取扱いについて（令和2年4月1日元文科初第1861号）（以下「国取扱い」という。）

（用語の定義）

**第3** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高等学校等専攻科 国取扱い2(1)に定める対象となる学校の専攻科
- (2) 公立高等学校等専攻科 高等学校等専攻科のうち、地方公共団体が設置した高等学校等専攻科
- (3) 生徒 高等学校等専攻科に在学する者
- (4) 保護者等 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号。以下「施行令」という。）第1条第1項に規定する者
- (5) 算定基準額 市町村民税の所得割の課税所得額（課税標準額）に6%を乗じ、調整控除の額を減じた額。ただし、保護者等が2人以上いるときは、その全員の算定基準額を合算した額。
- (6) 市町村民税の所得割の課税所得額 施行令第1条第2項第1号に規定する所得金額等の合計額
- (7) 調整控除の額 施行令第1条第2項第2号に規定する額。ただし、政令指定都市に市民税を納税している場合は、調整控除の額に4分の3を乗じた額となる。

（支給要件）

**第4** 専攻科支援金の支給対象となる者は、高等学校等のうち、静岡県が設置した高等学校等専攻科に在籍する生徒であって、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 日本国内に住所を有する者
- (2) 高等学校等専攻科を修了していない者

- (3) 高等学校等専攻科に在学した期間が通算して24月を超えない者
- (4) 保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者として、別に定める者
- (5) 高等学校等専攻科の学科のうち、大学への編入学基準を満たす課程又は国家資格者養成課程に通う者

2 前項に規定する者が次の各号のいずれかに該当するときは、原則として、各号に定める時点から支給対象としない。

- (1) 退学・停学(3か月以上のものに限る。)の処分を受けた者 処分を受けた日の属する月の翌月
- (2) 一の年度における修得単位数が学校の定める当該年度の標準取得単位数の5割以下の者 翌年度の4月
- (3) 一の年度における出席率が5割以下の者 翌年度の4月

(支給金額)

**第5** 専攻科支援金の額は、算定基準額の区分に応じた額に、県が受給権者に対して有する授業料債権(以下「授業料債権」という。)が発生した月数を乗じた額とする。

- (1) 保護者等の算定基準額が100円 9,900円
- (2) 保護者等の算定基準額が100円以上51,300円未満 4,950円

2 授業料減免等により、授業料の一部又は全部が免除されている場合は、授業料債権そのものが減額又は消滅しているため、授業料減免後の授業料債権の額が専攻科支援金の対象となる。

(受給資格の認定)

**第6** 生徒が専攻科支援金の支給を受けようとするときは、別に定めるところにより、在学する高等学校等専攻科の所属長に必要な書類を提出し、静岡県教育委員会(以下「県教育委員会」という。)から、当該支援金の受給資格を有することについての認定を受けるものとする。

(支給の決定)

**第7** 県教育委員会は前条の規定により提出のあった申請書を審査し、専攻科支援金の支給又は不支給を決定する。

(代理受領)

**第8** 高等学校等の設置者は、前条の認定を受けた者に代わって専攻科支援金を受領し、当該認定を受けた者に対して有する授業料債権の弁済に充てるものとする。

(支給決定の取消し)

**第9** 県教育委員会は第7の規定による支給の決定を受けた保護者等が、次の各号の一に該当すると認められる時は、支給決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- (1) この要綱の規定に違反したとき
- (2) 偽りその他不正な手段により専攻科支援金の支給を受けたとき

2 県教育委員会は、前項の取消しを行った場合において、期限を定めて、授業料の徴収を行う。

(委任)

**第10** この要綱に定めるもののほか、専攻科支援金の取扱いに関し必要な事項は、県教育委員会が別に定める。

**附 則**

この告示は、令和4年4月1日から施行する。